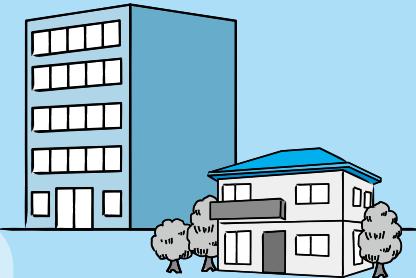


住まい



荒川区役所

3802-3111(代)



住宅・マンションの相談

■住まいの相談

住まいの建て替えや増改修等に関する相談に応じています。

■まちづくりサポーター派遣

区内の建築専門の業者を無料で派遣し、現地で建て替えや修繕の相談に応じています。

■税理士相談（要予約）

税理士が相談に応じます（原則として隔月第1火曜日、午後1時～4時）

問 住まい街づくり課管理係

（区役所北庁舎2階） ☎ 3802-4178

■コンサルタント派遣

マンション管理（管理組合の合意形成等、大規模修繕）や防災対策（防災マニュアルの作成、防災訓練の実施等）について、コンサルタント（マンション管理士等）を派遣します。

問 住まい街づくり課住宅係

（区役所北庁舎2階） ☎ 3802-4303

公社賃貸住宅の相談

問 東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター

☎ 3409-2244

UR賃貸住宅の相談

問 UR都市機構賃貸住宅募集案内総合窓口

☎ 3347-4330

問 テレホンサービス

☎ 0120-411-363

不動産取引紛争の法律相談

問 東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課不動産取引特別相談室（予約制）

☎ 5320-5015

不動産業者を調べるときは

東京都・不動産業課に宅地建物取引業者（不動産業者）の名簿があります。代表者や専任の宅地建物取引士、その他の申請書類を閲覧できます（要予約。電子閲覧できる場合もあります）。また、不動産取引のトラブルの相談にも応じています。

※インターネット上で「宅地建物取引業者の免許情報提供サービス」を行っています

ホームページアドレス

<https://www.takken.metro.tokyo.lg.jp>

問 東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課

☎ 5321-1111（都庁代表）

都市計画を調べるときは

都市計画に定められた用途地域等を都市計画図でご案内しています。都市計画図は、荒川区地図情報からも閲覧できます。

荒川区地図情報ホームページ

<http://www2.wagmap.jp/arakawa/Portal/>

問 都市計画課都市計画担当

（区役所北庁舎3階） ☎ 内線 2812

区民によるまちづくり活動を支援

■コンサルタント派遣

共同建て替えをお考えの方や、まちづくり等の活動グループに、コンサルタント（専門家）を無料で派遣しています。

■近隣まちづくり推進制度

敷地が道路に接していないために建て替えられない建物でも、近隣と協力して建て替え計画を作成することで、建て替えが可能となる制度です。

建て替え計画作成への助言や補助等の支援を行います。

問 住まい街づくり課管理係

（区役所北庁舎2階） ☎ 3802-4178

→P97に、「道路のことは」を掲載しています

区民住宅空き室の申し込み

区民住宅は、中堅所得者の家族を対象とした賃貸住宅です。空き室・資格要件等は荒川区ホームページをご覧いただけます。また、申込方法の詳細は、募集案内等をご確認ください。

住宅名	住所
町屋五丁目住宅	町屋5-9-2

問 住まい街づくり課住宅係
(区役所北庁舎2階) ☎ 内線 2824

区営住宅空き室の申し込み

申込方法や資格要件等の詳細は、募集案内をご覧いただけます。また、お問い合わせください。

■区営住宅（高齢者用）

住宅にお困りの高齢者（単身・2人世帯）を対象にしている住宅です。毎年9月ごろに「空き室待ち登録者」の募集、抽選をし、登録期間内に空室が生じた場合に登録順に入居できます。

住宅名	住所
南千住二丁目住宅 (さくらハイツ南千住)	南千住2-32-3
町屋五丁目住宅	町屋5-9-2
町屋七丁目住宅 (さくらハイツ町屋)	町屋7-2-15
西尾久三丁目住宅 (さくらハイツ小台)	西尾久3-21-12
西尾久七丁目住宅 (さくらハイツ西尾久)	西尾久7-19-11

■区営住宅（車いす使用者用）

身体障がい者で車いす使用者（単身・世帯用）を対象にしている住宅です。空き室が生じた場合に募集をしますので、募集期間・申込資格等は、お問い合わせください。

住宅名	住所
町屋五丁目住宅	町屋5-9-2

問 福祉推進課地域福祉係 (区役所2階)
☎ 3802-3953

→P90に、「住まいの衛生の相談」「アスベストに関する相談」「飲料水の相談」を掲載しています

都営住宅等の申し込み

申込方法や資格要件等の詳細は、募集案内をご覧いただけます。また、お問い合わせください。

■都営住宅一般

都営住宅は、5月上旬と11月上旬に家族向け・60歳以上等の単身者向け・若年夫婦・子育て世帯向け（定期使用住宅）等、8月上旬と2月上旬に家族向け（ひとり親世帯等）（ポイント方式）・60歳以上等の単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバービニアの募集があります。東京都広報、あらかわ区報、テレホンサービス等でお知らせします。応募する方は、区役所1階総合案内、住まい街づくり課、各区民事務所等で、募集期間中に申込用紙を受け取り郵送してください。

■都営住宅地元割当

区民のために、東京都から区に割り当てられた戸数を募集します。

問 住まい街づくり課住宅係
(区役所北庁舎2階) ☎ 内線 2824

問 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎ 3498-8894

問 テレホンサービス
☎ 6418-5571

■都民住宅

中堅所得者の家族を対象とした賃貸住宅です。

◎東京都施行型の都民住宅

問 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎ 3498-8894

問 テレホンサービス
☎ 6418-5571

新築・増築・改築には確認申請

家を建てるには、敷地・用途・建ぺい率・高さ等についてさまざまな制限があります。工事を始める前に建築主事の確認を受ける必要があります。特に、4m未満の道路に面して家を建てるときは、道路の中心から2m後退した位置が、敷地と道路の境界線と見なされますので注意してください。

問 建築指導課審査係
(区役所北庁舎3階) ☎ 内線 2843

問 建築指導課細街路整備係
(区役所北庁舎3階) ☎ 内線 2844

家等を新築・増築・改築する方は

「住居表示に関する法律」および「住居表示に関する条例」により、すべての住居・建物等には住居番号を表示することになっています。住居番号は、住居表示台帳の基礎番号を基に、区役所で定めています。

住居・建物等を新築・増築・改築する場合は、必ず届け出をしてください。また、区で定めた住居番号を付していない住居・建物等をお持ちの方、住居・建物の名称が変更された際も届け出してください。

なお、申請の受け付けは区民事務所（→P11）でも取り扱っています。

問 戸籍住民課住民記録係（区役所1階）

☎内線 2362

土地の取り引きには届け出が必要です

■国土利用計画法による届け出

区内の2000m²以上の土地について売買等の取り引きを行ったときは、2週間以内に買い主による届け出が必要です。

問 都市計画課都市計画担当

（区役所北庁舎3階）

☎内線 2816

■公有地の拡大の推進に関する法律による届け出等

①道路法、都市公園法、河川法による都市計画決定・指定地域とされた区域内等に含まれる土地で、200m²以上の土地の取引をする場合、事前の届け出が必要となります。

②100m²（一部地区50m²）以上の土地を所有している方で、その土地を地方公共団体等に買い取ってほしいときは、区に申し出ることができます。

問 経理課管財用地係（区役所4階）

☎内線 2253

一定規模以上の住宅等を建築する際は

6区画以上の戸建住宅等または6戸以上の共同住宅等を建築する際は、良好な生活環境と豊かな地域の形成、公共公益施設等との調和を図るため、「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」または「荒川区市街地整備指導要綱」による事前の届け出が必要です。

問 都市計画課都市計画担当

（区役所北庁舎3階）

☎内線 2813

大規模マンションを建設する際は

区内で延べ面積が3000m²以上かつ高さ10m超のマンションを建設する際は、その建設計画を早期に周知し、周辺住民と事業者が協議を行うため、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」による手続きが必要です。

問 都市計画課都市計画担当

（区役所北庁舎3階）

☎内線 2816

住宅資金融資のあっせん

申し込み資格等の要件があります。必ず、工事前に申し込んでください。

■住宅増・修築資金

区民の方がその居住する住宅の増築や修築、アスベストの除去等の改修工事を行おうとする場合等で、その資金の調達にお困りの方に、区が金融機関に融資のあっせんをして、利子の一部を補給します。また、申請者が65歳以上の高齢者または心身障がい者と同居している場合や外壁・屋根の修繕を含む改修工事に係る資金を借り入れる場合には、利子補給が多く、より低利となります。

■住宅建替え資金

区内の老朽化した住宅を除却するとともに、建て替え等を行う方を対象に、住宅の取得に必要な資金の融資を区が金融機関にあっせんをして、利子の一部を一定期間補給します。

問 住まい街づくり課住宅係

（区役所北庁舎2階）

☎ 3802-4303

マンション共用部分の改修助成

分譲マンションの共用部分を修繕・改修（リフォーム）するマンション管理組合が、公益財団法人マンション管理センターの債務保証を得て住宅金融支援機構の融資を受ける場合に、都が利子補給します。助成を受けるには一定の基準があります。事前にご相談ください。

問 東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課

☎ 5320-7532

建て替え・解体費用を助成します

■不燃化特区事業実施地区

建て替えおよび既存建物を解体する費用の一部助成を行っています。事業実施地区は、**下表**のとおりです。

助成を受けるには、各事業ごとに助成要件がありますので、事前にご相談ください。

問 住まい街づくり課防災街づくり係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4324

建て替え・解体に関する専門家への相談

不燃化特区内での建て替えや権利の移転など住まいに関するさまざまな相談に応じます。

■専門家の派遣

建築士、弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、ファイナンシャルプランナーを無料で派遣します(年間5回・1回2時間まで)。

問 住まい街づくり課防災街づくり係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4319

空き家の相談・解体費用の助成

■空き家の相談

区内の空き家について解体・利活用の相談に応じます。

■解体費用の助成

老朽空き家住宅を解体する費用の一部を助成します。

助成を受けるには、要件がありますので、事前にご相談ください。

■専門相談(要予約)

区内に空き家を所有している方、区内の空き家でお困りの方に、専門相談員が相談に応じます(原則として、2か月に一度開催)。

問 住まい街づくり課防災街づくり係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4079

生け垣造成の費用を助成します

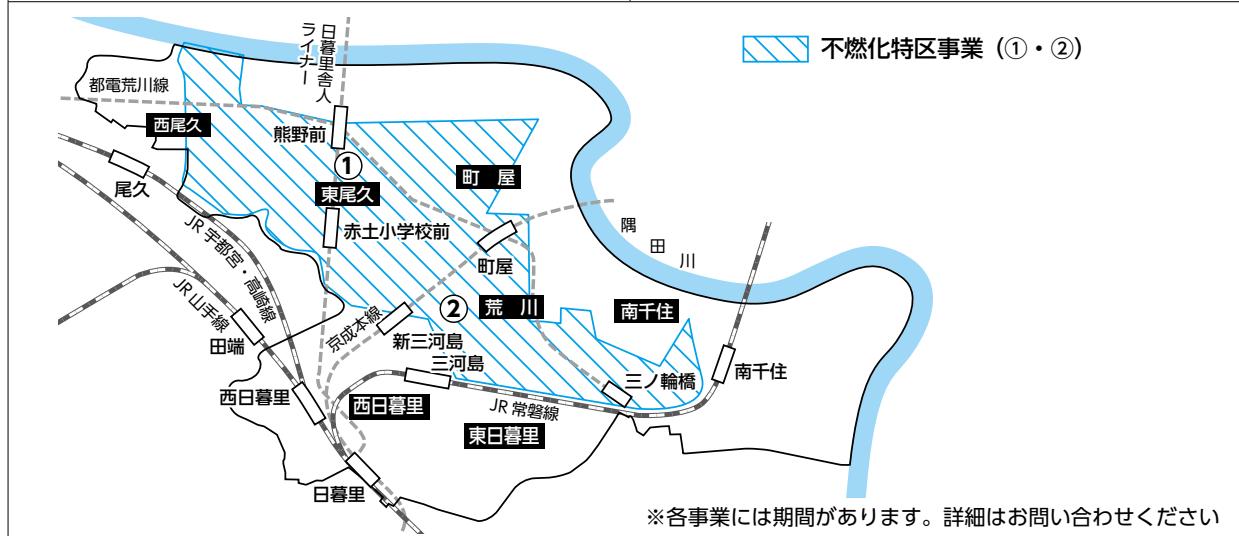
区では、接道部の緑化推進を促進することを目的に、生け垣の新設工事および生け垣設置に必要となるブロック塀等の撤去工事について、一部の費用を助成しています。

助成を受けるには一定の基準があります。事前にご相談ください。

問 土木管理課維持みどり係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4483

不燃化特区事業実施地区

不燃化特区事業	
①町屋・尾久地区… 荒川5・6丁目全域、 町屋2~4丁目全域、 東尾久1~6丁目全域、 西尾久1・2丁目全域、 西尾久3丁目21~26番、 西尾久4丁目(7・8・25・26番を除く)、 西尾久5・6丁目全域	②荒川・南千住地区… 南千住1・5丁目全域、 荒川1~4・7丁目全域、 町屋1丁目1・2・19~21番



住まい

建物の耐震診断・耐震補強工事等を行うときは

昭和56年5月31日以前に建築された建物が対象です（一部平成12年5月31日以前も対象）。なお、補助を受けるにはほかにも要件がありますので、事前にご相談ください。

構 造	事業の種類	建物の種類	補助率	補助限度額
木 造	耐震診断※4	戸建住宅	10/10	30万円
		賃貸アパート		50万円
	耐震補強設計※4	戸建住宅（自己用）	2/3	15万円
		戸建住宅（高齢者世帯※1）		30万円
		賃貸アパート（高齢者世帯※1）	1/2	50万円
		戸建住宅（貸家）		15万円
	耐震補強工事※4	賃貸アパート	4/5	25万円
		戸建住宅		180万円
		賃貸アパート		250万円
		戸建住宅（高齢者世帯※1）		360万円
	耐震建替え工事	賃貸アパート（高齢者世帯※1）	4/5	500万円
		戸建住宅		200万円
		賃貸アパート		250万円
		戸建住宅（高齢者世帯※1）		400万円
		賃貸アパート（高齢者世帯※1）		500万円
非 木 造	耐震診断	戸建住宅	4/5	180万円
		賃貸アパート		250万円
		戸建住宅	9/10	50万円
		分譲マンション	2/3	400万円
		一般緊急輸送道路沿道建物※3		100万円
	耐震補強設計	戸建住宅（自己用）	1/2	15万円
		賃貸マンション		200万円
		戸建住宅（貸家）		15万円
		分譲マンション・一般緊急輸送道路沿道建物※3	2/3	100万円
	耐震補強工事	戸建住宅（自己用）		15万円
		賃貸マンション	1/2	50万円
		戸建住宅（貸家）		15万円
		分譲マンション・一般緊急輸送道路沿道建物※3	2/3	1000万円
	耐震建替え工事	賃貸マンション	1/2	500万円
		戸建住宅	4/5	180万円
		一般緊急輸送道路沿道建物※3	2/3	1500万円
		戸建住宅	4/5	200万円

- ※ 1 高齢者世帯（①70歳以上のひとり暮らしの世帯、②70歳以上の方とその配偶者で構成されている世帯、③70歳以上の方とその兄弟姉妹で構成されている世帯、④70歳以上の方とその親で構成されている世帯、⑤②または③の世帯とその親で構成されている世帯）が2年以上お住まいの建物または荒川区高齢者住み替え家賃等助成事業の補助金を受けた高齢者世帯がお住まいになっていた建物
- ※ 2 建物所有者または同居者が高齢者（65歳以上の方）または障がい者（障害者手帳を持っている方）であること
- ※ 3 明治通り（日光街道～荒川区役所を除く）、尾竹橋通り等幹線道路沿いの建物で、前面道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物
- ※ 4 昭和56年6月1日～平成12年5月31日に建築された在来木造2階建てまでの住宅等が対象となる事業

問 住まい街づくり課住宅係（区役所北庁舎2階） ☎ 3802-4454

環境に配慮した建物への助成

→P93 「環境に配慮した機器等への助成」のうち、ZEH等購入が対象です。